

政令第七十二号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条	不利益処分	法第六条第七項の
第二十七条	聴聞を経てされ	規定による命令
第二項	た不利益処分	

を

第二十六条	不利益処分	法第
		規定

六条第七項の

による命令

に改める。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成二十七年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

第二十六條	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置 法第八条第五項の規定による指定
第二十七條	聴聞を経てされ	
第二項	た不利益処分	

を

第二十六條	不
-------	---

に改める。

利益処分

国際テロリスト財産凍結等特別措置
法第八条第五項の規定による指定

附則

(施行期日)

1 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二十八年四

月一日)から施行する。

(経過措置)

2 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第八条第五項の規定による指定(以下「命令等」という。)についての不服申立てであつて、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の規定の整理を行う必要があるからである。